

相続税申告必要書類チェックリスト①

		必要資料名	取得方法
財産	土地	登記簿謄本	不動産の所在地を管轄する法務局へ申請してください。 発行請求する際は、請求する不動産の地番・家屋番号を使用します。
		固定資産税評価証明書	各都税事務所・各市町村役場の固定資産税課へ申請してください。
		地積測量図又は公図の写し	上記の不動産登記簿を取得する法務局で申請してください。
		賃貸借契約書	土地を貸している場合・借りている場合に必要です。
	建物	登記簿謄本	土地の場合と同じです。
		固定資産税評価証明書	〃
		賃貸借契約書	建物を貸している場合・借りている場合に必要です。
	有価証券	残高証明書	ご契約されている証券会社にお問い合わせください。 その際は、「被相続人の死亡日現在」の残高証明書を取得することにご注意ください。
		配当金通知書等	相続開始後にお手元にあるものをご用意ください。
		非上場株式については、直前2期の申告書、決算書及び株主名簿	内容によっては追加書類を必要とします。
投資信託 その他金融商品	残高証明書	ご契約されている金融機関にお問い合わせください。 その際は、「被相続人の死亡日現在の解約価額」の残高証明書を取得することにご注意ください。	

相続税申告必要書類チェックリスト②

		必要資料名	取得方法
財産	現金・預貯金	預金残高証明書	お取引の金融機関にお問い合わせください。 その際は、「被相続人の死亡日現在の解約価額（経過利息込み）」の残高証明書を取得することにご注意ください。
		既経過利息計算書（定期預金のみ）	お取引の金融機関にお問い合わせください。 なお、上記の取得の際に、「既経過利息」を記載していただくように依頼して取得することがほとんどです。
		過去3年分の通帳等のコピー	お手元にあるものをご用意ください。
		現金有高 （相続開始日現在）	
	電話加入権	電話番号及び所在場所	
	ゴルフ会員権	預託金証書 又は株券の写し	お手元にあるものをご用意ください。
	生命保険金	保険金通知書の写し、 保険証書の写し	ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。
	退職金	支払通知書等（源泉徴収票等）の写し	お手元の分または勤務先にお問い合わせください。
	書画・骨董品	品名・作者名	金銭的価値のある著名な作品・作者がございましたらお知らせください。
	貸付金	金銭消費貸借契約書の写し	
家財	特記すべきものがある場合にはその明細		
その他の財産	明細		

相続税申告必要書類チェックリスト③

		必要資料名	取得方法
債務	借入金	金銭消費貸借契約書の写し	
		残高証明書及び残高確認書の写し	ご契約されている金融機関にお問い合わせください。 その際は、「被相続人の死亡日現在」の残高証明書を取得することにご注意ください。
	未払金	請求書・領収書等の写し	
	未納公租公課	課税通知書の写し、 納付書の写し	住民税、固定資産税、事業税、国民年金、国民健康保険、介護保険料等
	その他の債務	明細	医療費、公共料金等の請求書、領収書
	葬式費用	諸経費控帳、領収書、香典帳	葬儀代、食事代、お布施、心付けなどの領収書。領収書がない場合はメモ。
身分関係		遺言書の写し	ある場合にはご用意ください。
		遺産分割協議書の写し	
		被相続人の除籍謄本 2部	市区役所・町村役場
		被相続人の改製原戸籍謄本 2部	市区役所・町村役場
		被相続人の住民票の除票 2部	市区役所・町村役場 ※マイナンバーの記載は不要です。
		相続人の戸籍謄本 2部	市区役所・町村役場
		相続人の住民票 2部	市区役所・町村役場 ※マイナンバーの記載は不要です。
		相続人の印鑑証明書 2部	市区役所・町村役場 ※うち、1通は名義変更手続きに使用します。 名義変更前3ヶ月以内に取得したものをご用意ください。
		法定相続情報一覧図	法務局
		被相続人の履歴書	
相続人の職業・電話番号			

相続税申告必要書類チェックリスト④

	必要資料名	取得方法
マイナンバー	相続人全員分の番号を確認できる書類	次に掲げるいずれかの書類 ①マイナンバーカード（裏面） ②通知カード
	相続人全員分の身元を確認できる書類	次に掲げるいずれかの書類 ①マイナンバーカード（表面） ②運転免許証 ③身体障害者手帳 ④パスポート ⑤在留カード ⑥公的医療保険の被保険者証
その他	親族関係図	
	相続開始日前3年以内における贈与の内容及び贈与税の申告書	お手元にあるものをご用意ください。
	準確定申告書のための資料	生前確定申告をされていた際に使用されていた資料と同様のものをご用意ください。
	被相続人の所得税確定申告書控え過去2年分	お手元にあるものをご用意ください。